

FAX

提出	五島市議会事務局
FAX	0959-72-3625（直通）
回付	五島市議会議長 片峰 亨 様 五島市議会 全会派各位
提出者	地方自治法第242条第1項に基づく 五島市職員措置請求 請求人 丸田 敬章
合計	5（このFAXを含む）

件名

地方自治法第98条第2項に関する不正確な制度説明への
抗議及び申入書

議長及び全会派各位へ回付を求めます。

添付資料
抗議及び申入書
（五島市職員措置請求受理通知書の写しを含む）

回付
五島市議会議長 片峰 亨 様
五島市議会 全会派各位

令和 8 年 9 月 5 日

五島市議会議長 片峰 亨 様

五島市議会 全会派各位

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく

五島市職員措置請求 請求人

丸田 敬章

地方自治法第 98 条第 2 項に関する不正確な制度説明への 抗議及び申入書

私は、令和 8 年 8 月 14 日、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、「五島市職員措置請求書（五島市長に関する措置請求（第三者委員会に関する財務会計行為）」を五島市監査委員に提出し、同月 26 日付け 五監第 297 号により、受理の通知を受けた請求人です。

同請求は、五島市元職員による不正行為等に関する第三者委員会設置事業について、委託契約、委託費 913 万円の積算、業務の履行確認及び公金の支出等の適正性を対象とするものであり、令和 8 年 7 月 6 日の五島市議会本会議に提出された決議第 1 号「監査請求に関する決議」が監査を求めようとした事項と、主要な対象を同じくします。

木口利光議員の反対討論が私の住民監査請求の提出前に行われ、同請求を直接論評した発言ではないことは承知しています。しかし、受理された住民監査請求の請求人として、監査制度について市民に誤解を生じさせかねない説明を看過することはできません。

なお、本書は、現在行われている監査の結論に予断を与え、又は監査委員の判断に介入することを求めるものではありません。地方自治法第 98 条第 2 項による議会監査請求の制度説明の正確性について、議会として確認し、適切に対応することを求めるものです。

記

1 抗議の対象

令和 8 年 7 月 6 日の五島市議会本会議において、決議第 1 号「監査請求に関する決議」に対する反対討論の結びに、木口利光議員は次のとおり発言しました。

「そもそもですが、監査請求、これは地方公共団体の長や委員、職員が行う不正行為、違法行為、あるいは不当な行為、このことについて監査委員に監査を求める、今回の事案はこのような事案ではないというふうに考えます。」

この発言は、決議の根拠である地方自治法第 98 条第 2 項による議会監査請求を、「長、委員又は職員による不正・違法・不当な行為がある場合に限られる制度」であるかのように説明するものです。同項の対象及び要件を不当に狭く捉え、市民の制度理解を誤らせかねないため、抗議します。

2 抗議の理由

(1) 地方自治法第 98 条第 2 項の対象は、自治体の事務に広く及ぶこと

地方自治法第 98 条第 2 項は、法定の除外事務を除き、議会が監査委員に対し「当該普通地方公共団体の事務に関する監査」を求め、その結果の報告を請求することができる旨を定めています。その対象は財務会計上の事務に限られず、自治体の事務に広く及びます。他方で、長、委員又は職員による違法若しくは不当な行為が既に判明していることを、請求の要件とはしていません。

これに対し、同法第 242 条第 1 項の住民監査請求は、長、委員会、委員又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、又は公金の賦課・徴収若しくは財産の管理を怠る事実など、特定の財務会計上の行為又は怠る事実を対象とする制度です。住民監査請求も単に「個人の不正行為一般」を対象とするものではありません。

したがって、前記発言は、議会監査請求と住民監査請求の制度上の違いを正確に示しておらず、少なくとも地方自治法第 98 条第 2 項の説明としては明らかに対象を狭くするものです。

(2) 第三者委員会の必要性和契約・支出の適正性は別個の問題であること

木口議員の反対討論は、元職員による不正行為の再発防止のため、第三者委員会の設置が必要不可欠であったとの政策的必要性を中心に述べたものです。しかし、本件決議は、第三者委員会を設置すること自体の是非を監査事項としたものではありません。

本件決議案が監査事項として掲げたのは、主として次の財務会計上及び事務執行上の事項です。

- ア 契約方式、事業者選定、仕様書、予定価格、見積内容、積算根拠及び委託費 913 万円の内訳が適正であったか。
- イ 契約書及び仕様書に定める業務が適切に履行され、市が十分な資料に基づいて成果物の検査及び支払の妥当性を確認したか。
- ウ 実施されなかった業務又は実費を要しなかった経費がある場合に、減額、精算、返還請求又は協議の必要がなかったか。

第三者委員会を設置する必要があったことと、委託費 913 万円の積算、契約手続、履行確認及び支払が適正であったことは、両立し得る別個の論点です。設置の必要性を説明することのみでは、契約・支出の適正性を検証する必要がないとの結論にはなりません。

決議案は、第三者委員会の開催及びヒアリングがオンラインのみで実施され、現地調査が行われていないとして、見積時に想定された業務量、旅費・交通費その他の経費と実際の履行内容との間に乖離がなかったかを監査事項に掲げています。また、私の住民監査請求では、見積りに計上された諸経費約 98 万円及び住民説明サポート費約 67 万円を含む各費目と、実際の履行内容との対応関係を問題としています。これらを確認することには、公金支出の適正性を確保する上で合理的な理由があります。

(3) 受理された住民監査請求の請求人としての立場

私の住民監査請求が受理されたことのみをもって、対象となる財務会計上の行為が違法又は不当であると認定されたことにはなりません。また、この受理の事実が、地方自治法第 98 条第 2 項の解釈を左右するものでもありません。

しかし、本件決議と主要な対象を同じくする財務会計上の行為について、地方自治法第 242 条第 1 項に基づく請求が受理され、監査手続に付されたことは事実です。私はその請求人として、議会監査請求と住民監査請求の相違が正確に説明され、市民が制度を誤解しないよう求める直接かつ具体的な立場にあります。

3 求める対応

以上を踏まえ、五島市議会議長に対し、次の事項を求めます。

- (1) 木口議員の前記発言が、地方自治法第 98 条第 2 項による議会監査請求の対象及び要件についての説明として正確であったか、議会事務局において法制的に確認し、その結果を明らかにすること。
- (2) 前記発言が同項の説明として不正確であると確認された場合は、木口議員に発言の根拠及び趣旨の確認を求め、市民に誤解が残らないよう、本人による適切な説明又は訂正が行われるための対応を講ずること。
- (3) 地方自治法第 98 条第 2 項による議会監査請求と、同法第 242 条による住民監査請求との対象及び要件の相違について、全議員に正確な法制度の周知を行うこと。
- (4) 本書に関する確認結果及び対応内容を、議長名の書面により回答すること。

以上

添付資料

- 1 令和8年8月26日付け8五監第297号「五島市職員措置請求受理通知書」の写し

